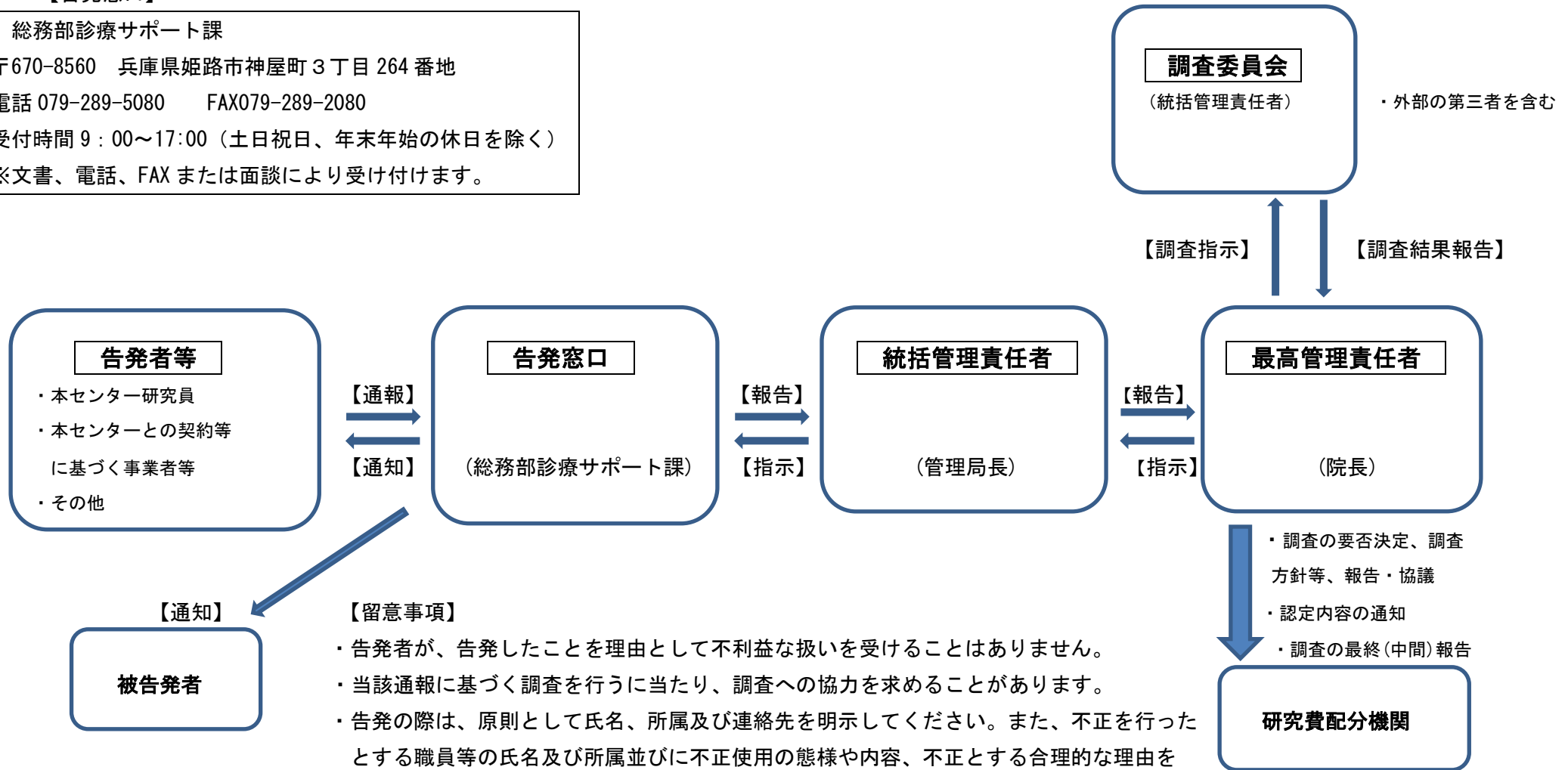


兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける研究費不正使用や不正行為の告発及び調査体制 令和4年5月1日（令和8年3月3日改訂）

【告発窓口】

総務部診療サポート課  
〒670-8560 兵庫県姫路市神屋町3丁目264番地  
電話 079-289-5080 FAX079-289-2080  
受付時間 9:00~17:00（土日祝日、年末年始の休日を除く）  
※文書、電話、FAX または面談により受け付けます。



【留意事項】

- ・告発者が、告発したことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- ・当該通報に基づく調査を行うに当たり、調査への協力を求めることがあります。
- ・告発の際は、原則として氏名、所属及び連絡先を明示してください。また、不正を行ったとする職員等の氏名及び所属並びに不正使用の態様や内容、不正とする合理的な理由を明示してください。
- ・匿名での告発の場合は、不正の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められた場合に限り、受け付けます。
- ・調査の結果、通報が悪意に基づくものと判断した時は、告発に係る事案の公表など、必要な措置を講じることがあります。